

特定施設/除害施設の取り扱いについて

武蔵野市役所
環境部下水道課施設管理係

最終更新日時：2021年12月15日

◇目次

- ① 特定施設/除害施設の概要 …2
- ② 水質汚濁防止法で規定する特定施設とは …3
- ③ 特定施設に係る法体系 …4
- ④ 特定施設に係る届出事項一覧 …5
- ⑤ 除害施設の概要 …7
- ⑥ 除害施設に係る届出事項一覧 …8
- ⑦ 特定施設・除害施設に係る届出（フロー） …9
- ⑧ 届出書類一覧 …11

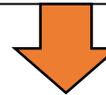
①特定施設/除害施設の概要

「特定施設」と「特定事業場」と「除害施設」

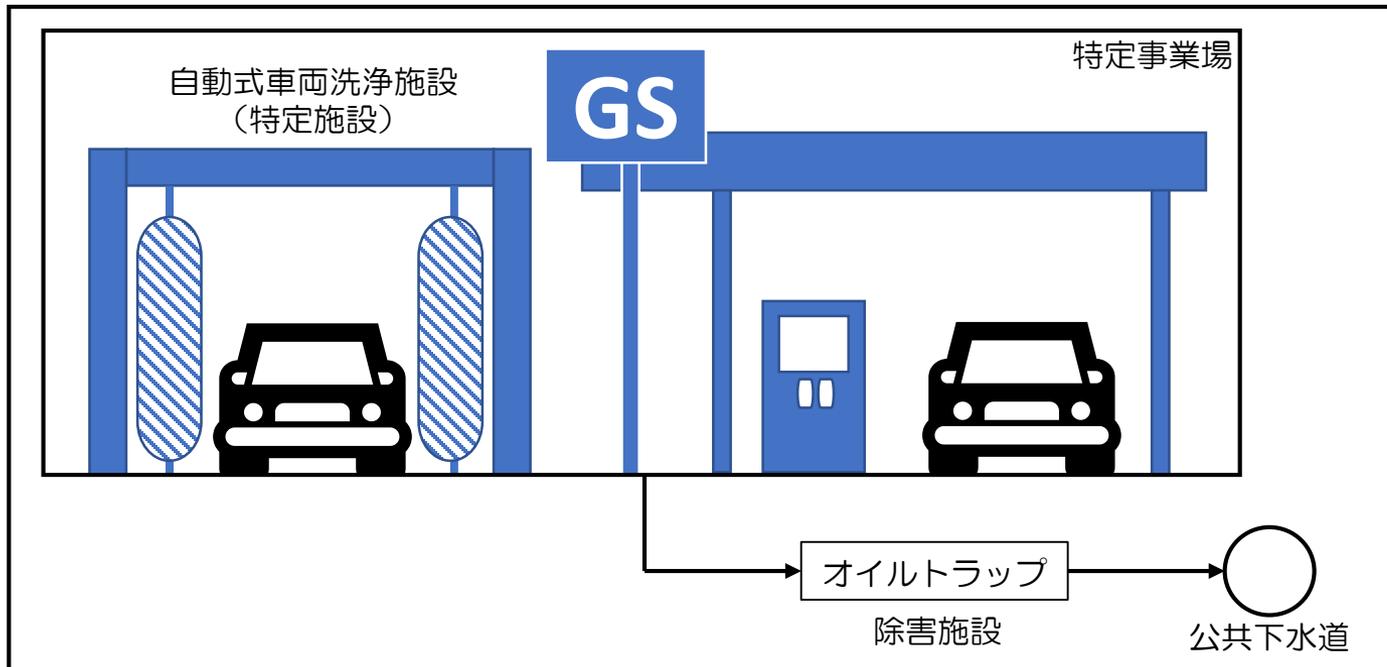
下水道法における「特定施設」とは、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や廃液を排水する施設（第11条の2第2項）として、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法（以下、水濁法等という。）で規定されており、100種類以上の施設が該当します。また、特定施設を有する事業場又は工場が「特定事業場」として取り扱われることとなります。

特定事業場から公共下水道に排水することで、下水道法による特定施設の基準が適用されます。合流地域の場合には、雨水も公共下水道に排水されるため、汚水を排水していない場合でも、特定施設を設置していれば公共下水道に排水していることになるためご注意ください。また、特定施設の設置に際しては、事前の届出義務があります。

また、基準に適合しない水質の下水を継続して公共下水道に排除するときは、「除害施設」の設置が必要です。



ガソリンスタンドを例に考えると…



②水質汚濁防止法で規定する特定施設とは

水質汚濁防止法上の特定施設

番号	名称
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 選鉱施設</p> <p>ロ 選炭施設</p> <p>ハ 坑水中和沈でん施設</p> <p>ニ 掘削用の泥水分離施設</p>
102	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>
2	<p>畜産食品品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</p> <p>ハ 湯煮施設</p>
3	<p>水産食品品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水産動物原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 脱水施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食品品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 湯煮施設</p>

水質汚濁防止法上の特定施設は、業種分類により規定されています。

※詳細は東京都下水道局HPをご確認ください。
 ※業種の判断方法：日本産業分類を参考に判断してください。

適用となるかどうか、また適用となる業種が曖昧な場合は、下水道課までご相談ください。

引用元：東京都下水道局HP
 (<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/d4/information/4tokuteisisetu/index.html>)

③特定施設に係る法体系

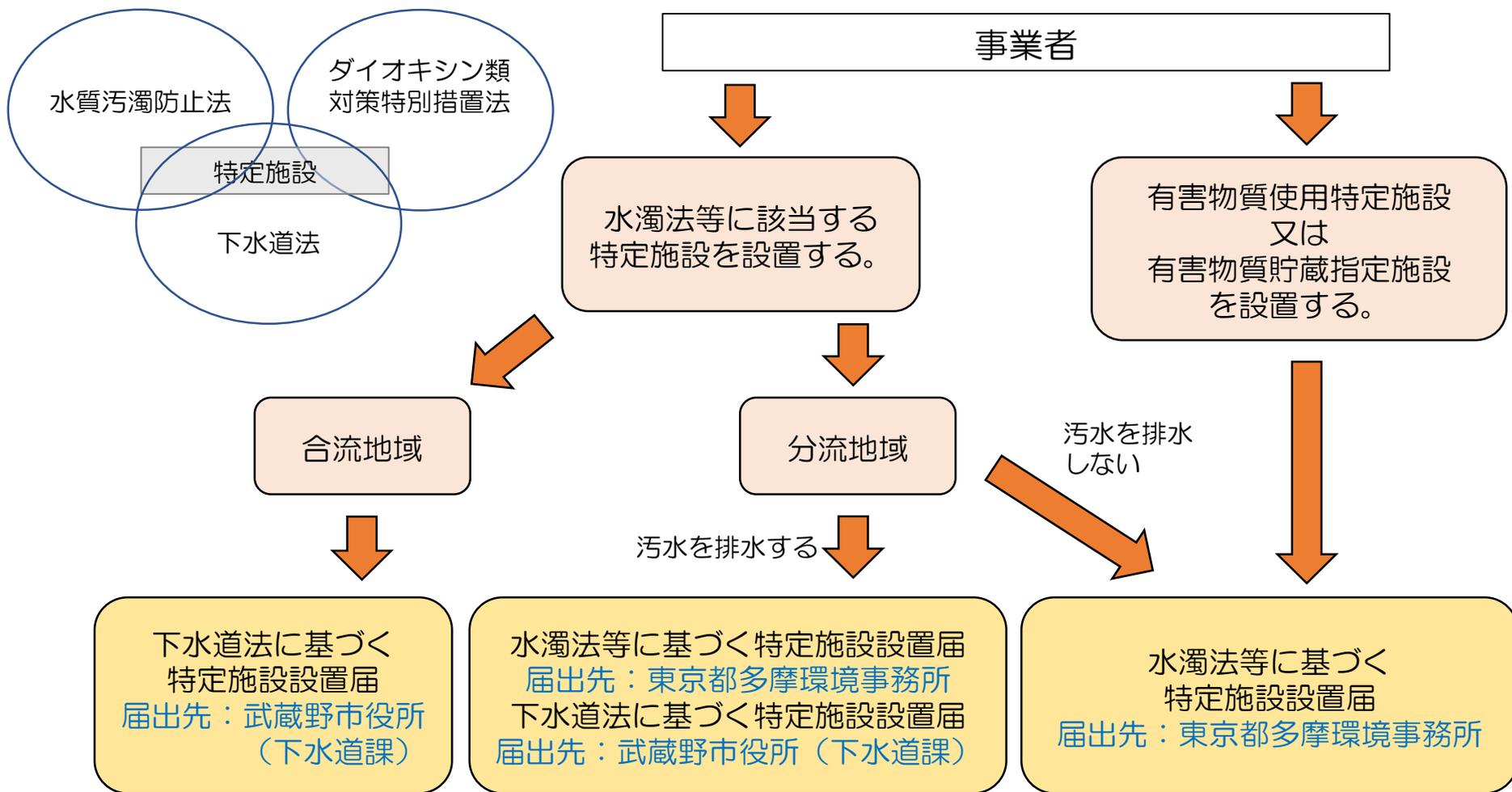
水質汚濁防止法に規定する
特定施設

+

ダイオキシン類対策特別措置法
に規定する特定施設

=

下水道法に規定する
特定施設



※水濁法に関する届出については東京都多摩環境事務所にお問い合わせください。

④特定施設に係る届出事項一覧（1/2）

区分	届出の種類	届出の内容	届出の期間	罰則	
公共下水道を使用開始する場合 （排水量が最も多い日で50m ³ を超える場合/汚水の水質が1項目でも基準に適合しない場合）/水量・水質を変更する場合	公共下水道使用開始（変更）届	①排除場所・排水口数 ②排出汚水の水量・水質 ③開始（変更）年月日 ④処理方法・処理名称	あらかじめ	20万円以下の罰金（法49条）	
上記に該当しない特定施設設置者が公共下水道を使用開始する場合	公共下水道使用開始届	①排除場所、排水口数 ②開始年月日 ③特定施設の種類の			
水質管理責任者を選任又は変更した場合	水質管理責任者選任（変更）等届出書	水質管理責任者の住所・所属・役職・資格情報	選任後すみやかに		
新たに特定施設を設置し、公共下水道へ排水する場合	特定施設設置届出書	(1)氏名・名称・住所・代表者の氏名(法人) (2)工場又は事業場の名称・所在地 (3)特定施設の種類の (4)特定施設の構造 (5)特定施設の使用の方法 (6)特定施設から排出される汚水の処理方法 (7)公共下水道に排除される下水の量・水質・用水及び排水の系統	設置工事着工の 60日前 まで （実施制限期間※60日）	3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金 両罰規定有り（法47条の2）	
公共下水道に排水している事業場で、既に設置されている施設が法令改正等で新たに特定施設として指定された場合	特定施設使用届出書		当該施設が特定施設となった日から 30日以内	公共下水道を使用する日から 30日以内	20万円以下の罰金（法49条）
既に特定施設を設置している事業場で、新たに公共下水道へ排水する場合					
届出に記載の(4)～(7)の事項を変更する場合	特定施設の構造等変更届出書		設置変更工事着工の 60日前 まで （実施制限期間※60日）	3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金 両罰規定有り（法47条の2）	
特定施設の設置又は使用方法の変更が完了した場合	特定施設・除害施設工事等完了届出書	完了した事項	完了した日から 5日以内		

④特定施設に係る届出事項一覧（2/2）

区分	届出の種類	届出の内容	届出の期間	罰則
届出に記載の(1)又は(2)の事項を変更する場合	氏名変更等届出書	変更の内容等	変更があった日から30日以内	10万円以下の過料 (法51条)
特定施設の使用を廃止する場合	特定施設使用廃止届出書	廃止した特定施設	使用を廃止した日から30日以内	
特定施設を譲り受け、又は借受、相続、合併等により届出者の地位を承継した場合	承継届出書	承継の原因	承継があった日から30日以内	

※実施制限期間

特定施設の設置及び構造等の変更を行う場合、届出受理後60日経過後でなければ着工できません。届出内容が不適正なときは、計画変更（廃止）命令又は計画変更指示を行うことがあります。ただし、内容に応じてこの期間を短縮することができます。

⑤除害施設の概要

工場、事業場からの排水は、**下水排除基準**に適合させる必要があります。基準に適合させるためには、まず次のことを検討してください。

- 1.製造方法、工程等を工夫する。
- 2.薬品、原材料の使用方法を工夫する。また、これらの使用量を削減する。
- 3.廃液を回収し、処理業者へ処理を委託する。

これらの方法によっても排水を下水排除基準に適合できない場合には、**除害施設**を設置して排水処理を行う必要があります。

①ダイオキシン類以外

平成27年10月21日現在

対象物質又は項目	対象者	水質汚濁防止法上の特定施設の設置者		水質汚濁防止法上の特定施設を設置していない者	
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
処理困難物質	カドミウム	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
	シアン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
	有機燐	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
	鉛	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	六価クロム	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
	砒素	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	総水銀	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	チウラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	
チオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	
ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	
セレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	
ほう素	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	

詳細は武蔵野市HP「下水道法に基づく特定施設・除害施設」の「**下水排除基準**」をご確認ください

⑥除害施設に係る届出事項一覧

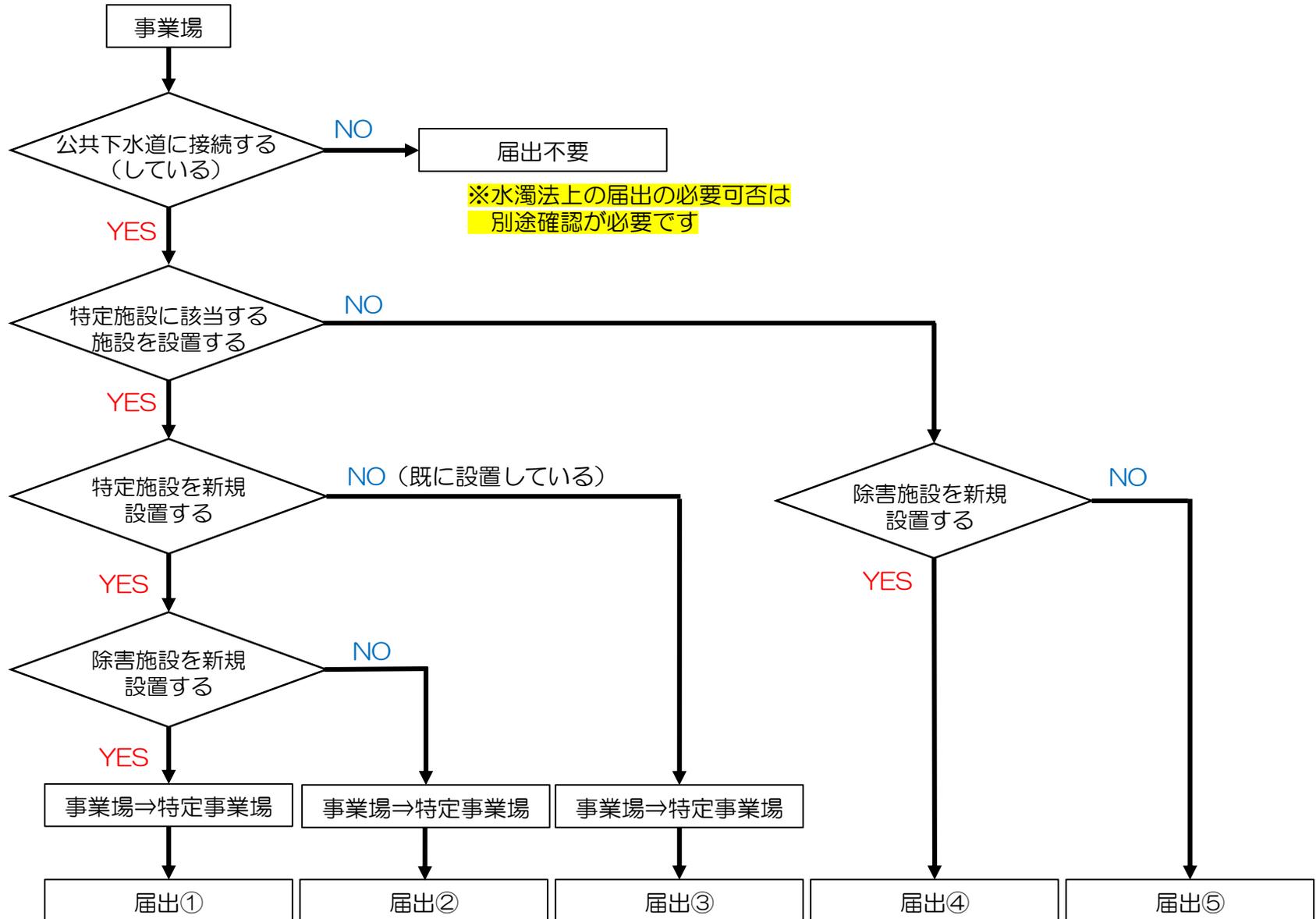
区分	届出の種類	届出の内容	届出の期間	罰則
水質管理責任者を選任又は変更した場合	水質管理責任者選任(変更)等届出書	水質管理責任者の住所、所属、役職、資格情報	選任後すみやかに	
新たに除害施設を設置する場合	除害施設の新設等及び使用の方法の変更届出書	(1)氏名・名称・住所・代表者の氏名(法人) (2)工場又は事業場の名称・所在地 (3)工場又は事業場の概要 (4)除害施設の構造・使用の方法	設置工事着工の 60日前 まで (実施制限期間※60日)	5万円以下の過料(市条例第30条)
届出に記載の(4)の事項を変更する場合				
除害施設の設置又は使用方法の変更が完了した場合	特定施設・除害施設工事等完了届出書	完了した事項	完了した日から 5日以内	
届出に記載の(1)～(3)の事項を変更する場合	氏名変更等届出書	変更の内容等	変更があった日から 30日以内	5万円以下の過料(市条例第30条)
除害施設の使用を廃止(休止)する場合	除害施設使用廃止(休止)届出書	廃止した除害施設	使用を廃止した日から 30日以内	
除害施設の所有権又は使用の権利を承継した場合	承継届出書	承継の原因	承継があった日から 30日以内	

※実施制限期間

除害施設の設置及び構造等の変更を行う場合、届出受理後60日経過後でなければ着工できません。届出内容が不適正なときは、計画変更(廃止)命令又は計画変更指示を行うことがあります。ただし、内容に応じてこの期間を短縮することができます。

⑦特定施設・除害施設に係る届出（フロー）（1/2）

★公共下水道へ排水する事業者は、下記フローに基づいて、必要な届出事項を確認してください。



⑦特定施設・除害施設に係る届出（フロー）（2/2）

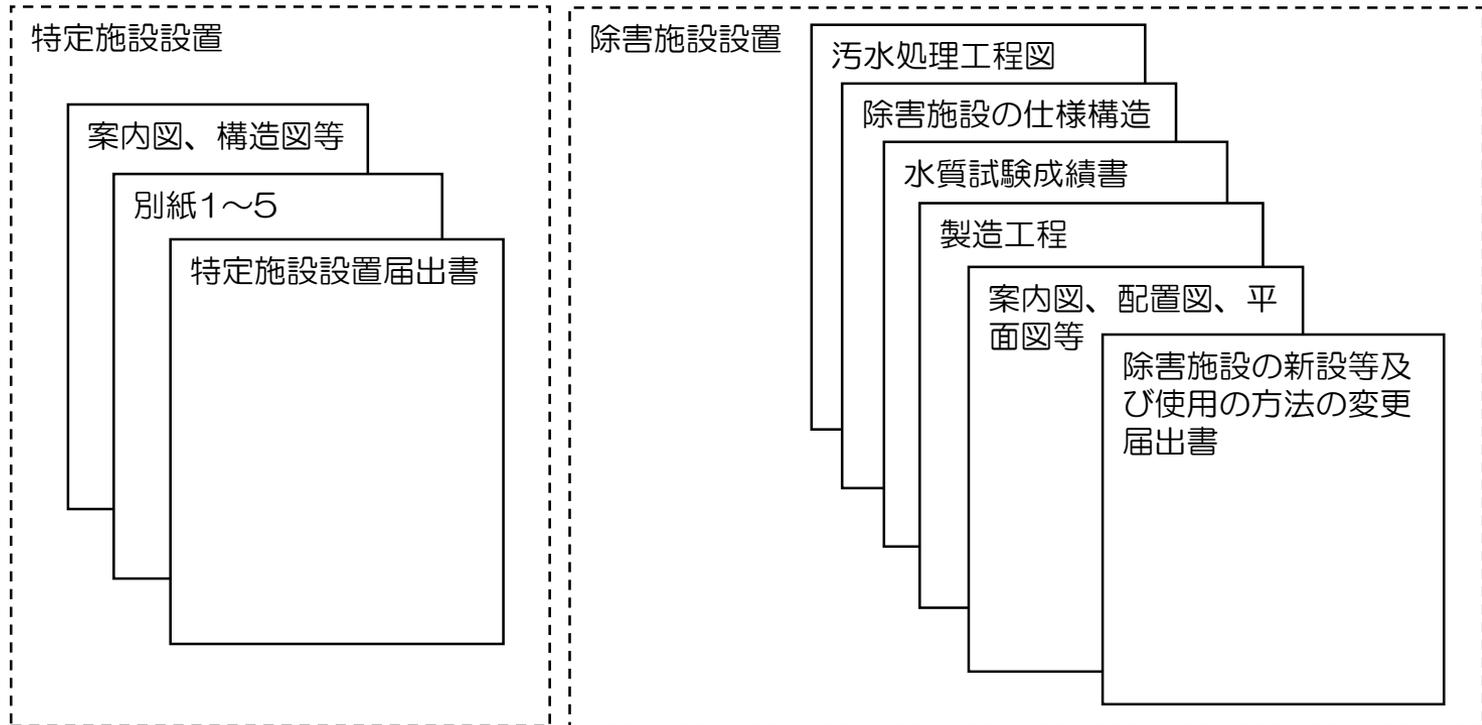
- 届出① 新たに特定施設・除害施設を設置し、公共下水道に排水する場合
- 届出② 新たに特定施設を設置し、公共下水道に排水する場合
- 届出③ 既に特定施設を設置している事業場で、新たに公共下水道へ排水することになった場合
- 届出④ 特定施設に該当しない事業場で、除害施設を設置し、公共下水道へ排水する場合
- 届出⑤ 特定施設に該当しない事業場で、除害施設を設置せずに、公共下水道へ排水する場合

届出区分		下水道法及び下水道条例（届出先：武蔵野市下水道課）		
		特定施設に関するもの	除害施設に関するもの	その他
①	新たに特定施設・除害施設を設置し、公共下水道に排水する場合	・特定施設設置届出書	・除害施設設置届	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道使用開始（変更）届 / 公共下水道使用開始届 ※いずれか必要な方 ・水質管理責任者選任（変更）等届出書
		・特定施設・除害施設工事等完了届出書（完了後）		
②	新たに特定施設を設置し、公共下水道に排水する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設設置届出書 ・特定施設・除害施設工事等完了届出書（完了後） 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道使用開始（変更）届 / 公共下水道使用開始届 ※いずれか必要な方
③	既に特定施設を設置している事業場で、新たに公共下水道へ排水することになった場合	・特定施設使用届出書	/	
④	特定施設に該当しない事業場で、除害施設を設置し、公共下水道へ排水する場合	/	<ul style="list-style-type: none"> ・除害施設設置届 ・特定施設・除害施設工事等完了届出書（完了後） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道使用開始（変更）届 ※不要な場合あり ・水質管理責任者選任（変更）等届出書
⑤	特定施設に該当しない事業場で、除害施設を設置せずに、公共下水道へ排水する場合	/	/	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道使用開始（変更）届 ※不要な場合あり

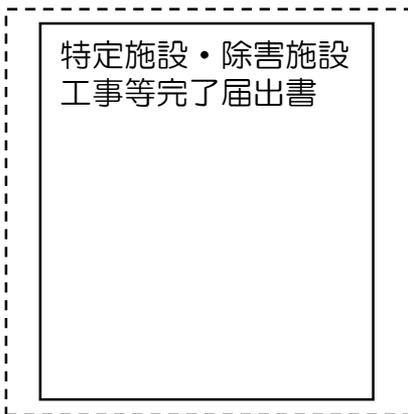
⑧-1 届出書類一覧（届出①の場合）

届出① 新たに特定施設・除害施設を設置し、公共下水道に排水する場合

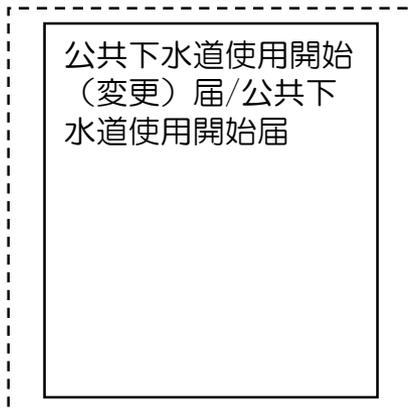
■ 工事着工予定日の60日前まで



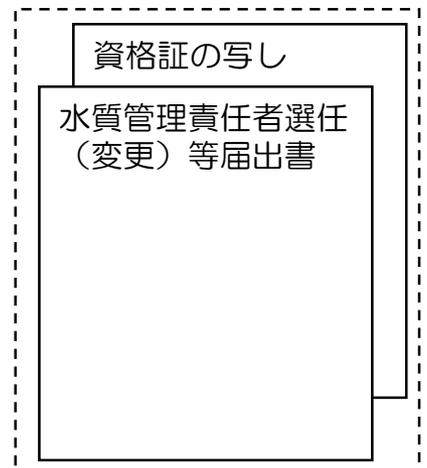
■ 完了後



■ あらかじめ（使用開始前）



■ 選任後すみやかに

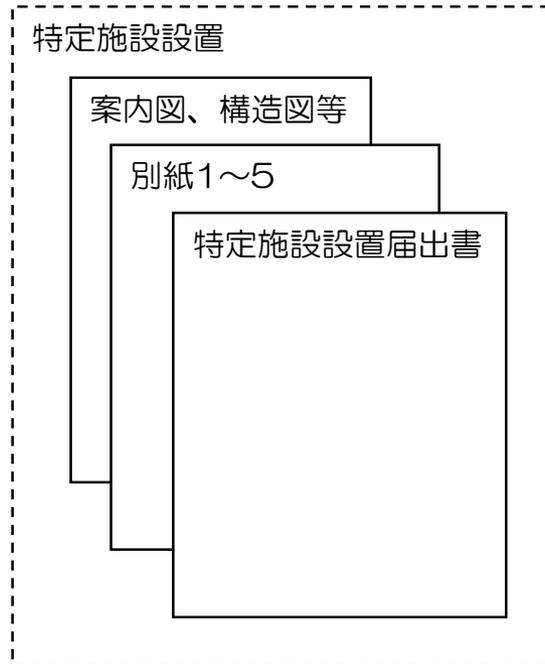


⑧-2 届出書類一覧（届出②の場合）

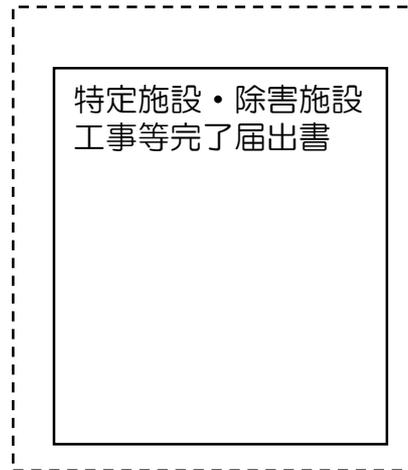
届出② 新たに特定施設を設置し、公共下水道に排水する場合

（※特定施設に該当するが、除害施設を設置しなくても下水排除基準を超えない場合）

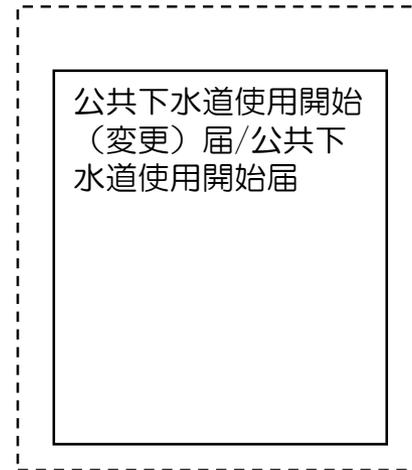
■ 工事着工予定日の60日前まで



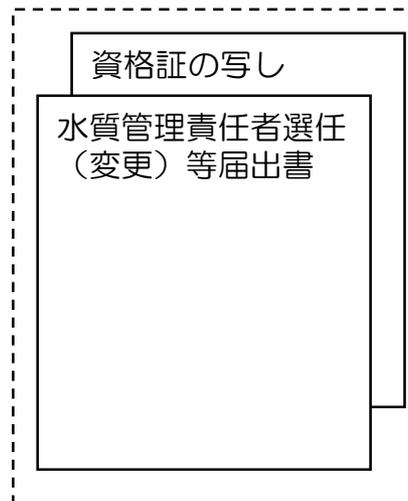
■ 完了後



■ あらかじめ（使用開始前）



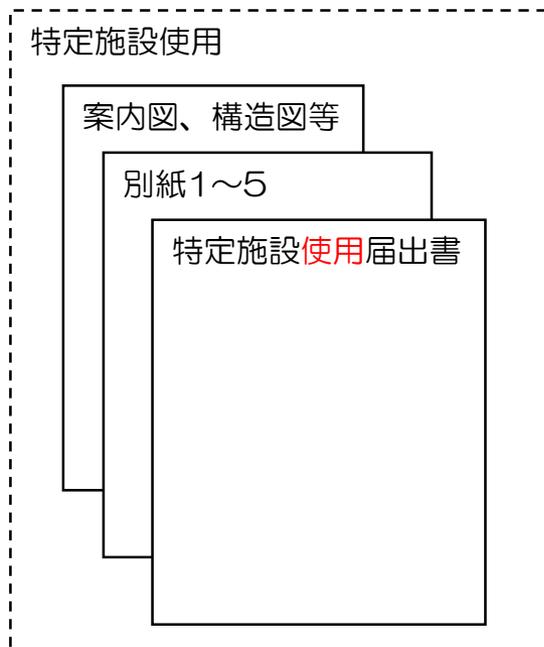
■ 選任後すみやかに



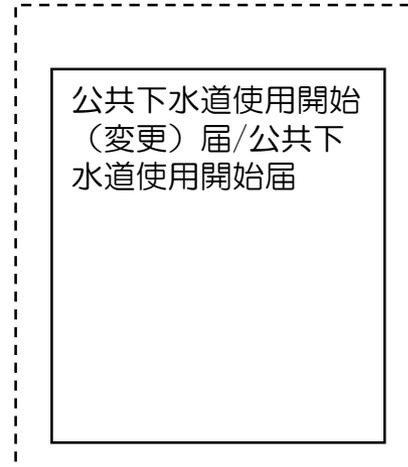
⑧-3 届出書類一覧（届出③の場合）

届出③ 既に特定施設を設置している事業場で、新たに公共下水道へ排水することになった場合

■使用する日から30日以内



■あらかじめ（使用開始前）



※除害施設を新設する場合には別途届出が必要です。

⑧-4 届出書類一覧（届出④・⑤の場合）

届出④ 特定施設に該当しない事業場で、除害施設を設置し、公共下水道へ排水する場合

■工事着工予定日の60日前まで

■完了後

■あらかじめ（使用開始前）

除害施設設置

汚水処理工程図

除害施設の仕様構造

水質試験成績書

製造工程

案内図、配置図、平面図等

除害施設の新設等及び使用の方法の変更届出書

特定施設・除害施設工事等完了届出書

公共下水道使用開始（変更）届

■選任後すみやかに

資格証の写し

水質管理責任者選任（変更）等届出書

届出⑤ 特定施設に該当しない事業場で、除害施設も設置せずに、公共下水道へ排水する場合

■あらかじめ（使用開始前）

公共下水道使用開始（変更）届

※①排水量が最も多い日で50m³を超える
②汚水の水質が1項目でも基準に適合しない
のいずれかに該当する場合にのみ提出が必要です